

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年9月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300055号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300015号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年7月14日の標準賞与額を46万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月14日

A法人から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人の元事業主が提出した請求期間における請求者の賞与支給額に係る資料、B銀行が提出した流動性預金元帳及び請求期間においてA法人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した賞与明細書から、請求者は、A法人から請求期間において、46万7,000円の賞与を支給され、標準賞与額(46万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A法人の元事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300056号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300016号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年7月14日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成20年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月14日

A法人から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人の元事業主が提出した請求期間における請求者の賞与支給額に係る資料、B銀行が提出した流動性預金元帳及び請求期間においてA法人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した賞与明細書から、請求者は、A法人から請求期間において、40万円の賞与を支給され、標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A法人の元事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300057号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300017号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年7月14日の標準賞与額を30万4,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月14日

A法人から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人の元事業主が提出した請求期間における請求者の賞与支給額に係る資料、B銀行が提出した流動性預金元帳及び請求期間においてA法人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した賞与明細書から、請求者は、A法人から請求期間において、30万4,000円の賞与を支給され、標準賞与額(30万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A法人の元事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300058号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300018号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年7月14日の標準賞与額を13万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月14日

A法人から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人の元事業主が提出した請求期間における請求者の賞与支給額に係る資料、B銀行が提出した流動性預金元帳及び請求期間においてA法人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した賞与明細書から、請求者は、A法人から請求期間において、13万7,500円の賞与を支給され、標準賞与額(13万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A法人の元事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。